

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2010-110348(P2010-110348A)

【公開日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2008-282816(P2008-282816)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月2日(2011.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、を有するネジ部材を備え、

当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが連結される構成であり、

前記ネジ部材は前記第1部材側からネジ込まれるものであり、

前記第1部材の反第2部材側の端面における前記ネジ部材がネジ込まれる差込部の周辺領域には、差込側凹凸部が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、を有するネジ部材を備え、

当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが連結される構成であり、

前記分離部によって前記軸部から分離された前記頭部が所定位置又は所定範囲内に保持されるようにするために設けられる保持部を備え、

前記ネジ部材は前記第1部材側からネジ込まれるものであり、

前記第1部材の反第2部材側の端面における前記ネジ部材がネジ込まれる差込部の周辺領域には、差込側凹凸部が設けられていることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

前記軸部は、前記ネジ溝を有する部位と前記分離部との間に前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張された拡張部を備え、

前記軸線方向と直交する方向における前記頭部の大きさが、前記拡張部よりも大きくされていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記軸部は、前記ネジ溝を有する部位と前記分離部との間に前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張された拡張部を備え、

前記保持部は、軸線方向に離間した位置に第1規制部及び第2規制部を一体に有した状態で前記ネジ部材に設けられており、

前記頭部及び前記拡張部は、前記第1規制部と前記第2規制部とによって挟まれた領域に配置されており、

前記第1規制部によって前記頭部の反軸部側への移動が規制されるとともに、前記第2規制部によって前記拡張部の反頭部側への移動が規制され、

前記差込側凹凸部は、前記第1部材の反第2部材側の端面における前記拡張部に遮蔽される領域の少なくとも一部に設けられていることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記第1規制部は、前記工具係合部に工具が通される通し孔を有しており、

前記保持部は、前記頭部及び拡張部の前記軸線方向に沿った外周側を覆う筒部であり、

前記第2規制部における内周側面に、軸線外側から軸線内側に向かった下り傾斜が形成されていることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記第1規制部は、前記工具係合部に工具が通される通し孔を有しており、

前記保持部は、前記頭部及び拡張部の前記軸線方向に沿った外周側を覆う筒部であり、

前記第2規制部には、前記頭部側から前記軸部側に向けて貫通された規制部側通し孔を有していることを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項7】

前記第2規制部は、貫通孔を有しているものであり、

前記拡張部よりも前記軸部側には、前記第2規制部における前記貫通孔を介して前記保持部から軸部側へ突出する突出部が設けられており、

前記突出部は、前記差込側凹凸部を前記頭部側から隠すように前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張されていることを特徴とする請求項4乃至6のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項8】

前記第1部材には、前記ネジ部材が当接する当接部が設けられており、

前記差込側凹凸部は、前記当接部よりも反頭部側に設けられており、

前記第2規制部は、貫通孔を有しているものであり、

前記拡張部よりも前記軸部側には、前記第2規制部における前記貫通孔を介して前記保持部から軸部側へ突出する突出部が設けられており、

前記突出部は、前記当接部に当接するように、かつ、前記差込側凹凸部を前記頭部側から隠すように前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張されており、前記軸部側の面に、前記差込側凹凸部と対向するネジ側凹凸部を有しているものであることを特徴とする請求項4乃至7のいずれか1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項1記載の発明は、遊技機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、を有するネジ部材を備え、当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが

連結される構成であり、前記ネジ部材は前記第1部材側からネジ込まれるものであり、前記第1部材の反第2部材側の端面における前記ネジ部材がネジ込まれる差込部の周辺領域には、差込側凹凸部が設けられていることを特徴とする。